

市自治会連合会 「市政懇談会」

市自治会連合会（白戸英行会長）主催による「市政懇談会」が11月21日に松の館で開催され、自治会長ら39人が出席。各地域が抱える課題や市への要望などについて、倉光市長や市の幹部職員と意見を交わし、住みよい地域づくりに向けて、さまざまなアイデアやそれぞれの役割について考えました。



人口減少社会における空き家対策について

下派立自治会 白川 亨 会長



Q

雑草や木等手入れされていない家、屋根のトタンがはがれてそのままの家（一部は地区内で対応）があり、害虫、動物のすみかとなっている。今後も少子高齢化し、大問題となる前に対策はあるのか。

A

現在、本市では職員で構成した空家等対策検討委員会で空き家対策の協議を行っています。また、市民等から情報提供を受け、現地確認後の調査を行い、空き家所有者や相続人、または保存義務者等を特定し、空き家の適正な管理をしていただくよう通知します。その他、現在は木造住宅の除却を実施する方に対し、さまざまな要件はありますが、補助金の交付を実施しています。少子高齢化による人口減少は全国的な傾向であり、今後、空き家は増加していくと考えられますので、自会長の皆さまにおかれましては、自

治会内の老朽化した空家等がございましたら、情報提供くださいます。ようお願いします。

人口減少対策について

上相野自治会 奈良俊行 会長



Q

今まで実施した対策、今後の対策計画について。

A

第1に基幹産業である農業の推進として、新規就農者支援、市産農産物のブランド力向上を図ってきました。第2に移住定住を促進するため、子育て世帯等への家賃補助事業等を実施しています。第3に結婚支援として、結婚に関する情報提供や出会いの場を創出し、その活動支援をしています。第4に妊娠・出産・子育て支援の充実として、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援、18歳までの子どもに係る医療費負担等を実施し経済的負担軽減を図っています。今後については、来年度第3次つがる市総合計画を策定しますので、その計画に沿って、引き続き人口減少対策に

つながる施策を行っていきます。

町内会会員の減少について

浮巣町内会 長内誠二 幹事



Q

行政として町内会員と非会員にメリット差を設けるなど差別化を図れないか。

A

自治会は加入は任意ですが、加入することで地域が、安心して暮らせる環境が生まれ、日常の見守りや災害時の安否確認など、安心して暮らせる環境づくりに参加できます。また、清掃活動や地域行事を通じた交流の機会が増え、防災訓練や防犯活動など地域の安全確保にも寄与するなど暮らしやすい地域づくりに貢献できるという利点があります。市といたしましても、地域の安全・安心や暮らしやすさの向上の観点から、非会員の皆さまには加入を検討していただければと思います。市と地域の皆さまが協力しながら、より良い地域運営と課題解決に向けて取り組んでまいります。

給与支払報告書を提出する際のお願い

給与支払報告書総括表にもマイナンバー(個人番号・法人番号)の記載が必要です。

個人事業主の方が給与支払報告書を提出する際に、番号確認および身元確認を行う必要がありますので、マイナンバーカードをお持ちください(法人は確認対象外)。マイナンバーカードをお持ちでない方は、マイナンバーの番号がわかるものと身元確認ができるもの(運転免許証等)をお持ちください。郵送の場合は確認書類のコピーを同封してください。

代理人の方が提出する場合は①個人事業主の方からの委任状(任意の様式でも結構です)②代理人の方の身元確認ができるもの(マイナンバーカード、運転免許証等)③個人事業主の方のマイナンバーの番号が確認できるものが必要です。

【問い合わせ先】税務課 電話42-2111(内線216)

五所川原税務署申告書作成会場を開設

▼開設場所：五所川原税務署2階

▼開設期間：2月16日(月)～3月27日(金)※土日祝日を除く。贈与税の申告相談は、火・木曜日(2月24日を除く)

▼開設時間：9時～17時、入場整理券の最終配布は16時まで

▼入場整理券等

入場には入場整理券が必要です。入場の状況により、16時前でも入場整理券の配布を終了することがあります。LINEを通じたオンラインによる事前発行もできます。申告書作成会場では、ご自宅からと同様に、原則としてご自身のスマホにより、ご自身で申告書等を作成していただけます。スマホおよびマイナンバーカードをご持参ください。マイナンバーカードの受領時に設定したパスワードが必要です。

- 「利用者証明用電子証明書」用(数字4桁)
- 「署名用電子証明書」用(英数字6～16文字)



LINE 友達追加



確定申告作成コーナー

【問い合わせ先】五所川原税務署 034-3136

要介護認定者の障害者控除について(税申告用)

障害者手帳等を所持していない満65歳以上の方で、要介護認定を受けていて次の要件に該当する場合は、所得税や市・県民税の申告の際に障害者控除対象者認定書を添付することで障害者控除が受けられます。

申請者は被保険者本人、または被保険者本人を扶養控除対象としている親族です。障害者控除対象者認定書の交付申請は市役所介護課で受け付けし、郵送による交付となりますので、確定申告を行う前に申請してください。

障害者控除の対象となる要件	区分	控除額 (所得税)	控除額 (市・県民税)
●要介護1～3の高齢者 ●要支援1～2の認知症高齢者で、日常生活自立度Ⅱa～Ⅲbの方	障害者控除	27万円	26万円
●要介護4～5の高齢者 ●要支援1～2または要介護1～3の認知症高齢者で、日常生活自立度Ⅳ～Mの方	特別障害者控除	40万円	30万円

注意点 対象となるのは、令和7年12月31日(死亡者は死亡日)を基準として、それ以前に6ヶ月以上の介護認定期間があった方です。令和7年7月1日以降に初めて認定された方は、翌年からの適用となります。障害者手帳を所持している方でも、この認定によって障害者控除から特別障害者控除となる場合は申請が可能です。

申請 介護保険被保険者証(オレンジ色)にて介護度や認定有効期間をご確認の上、介護課へお越しください。

認定結果 申請の結果は、審査した上で郵送により認定書または非該当通知を送付します。被保険者一人につき一通のみの交付となります。

【問い合わせ先】介護課 電話42-2111(内線232)